



## 令和8年度税制改正のポイント 食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

長引く物価高を踏まえ、令和8年度税制改正により、「食事支給に係る所得税の非課税限度額」が42年ぶりに見直されました。「第3の賃上げ」とも言われている、従業員等への食事支給。改正のポイントを押さえ、自社の福利厚生の充実に役立てましょう。

福利厚生の一環として、従業員等に対して弁当等の食事支給を行っている企業も少なくありません。企業が従業員等へ食事を支給したとき、原則は現物給与として課税されます。ただし、次の2つの要件をいずれも満たしていれば、従業員等の給与として非課税とされていました。

- ① 従業員等が食事価額の50%以上を負担していること。
- ② 企業負担額が、月額3,500円以下（消費税額を除く）であること。

令和8年度税制改正により、食事支給に係る所得税非課税限度額（＝企業負担額の上限）が「月額3,500円以下」から「月額7,500円以下」に引き上げられました（図表）。

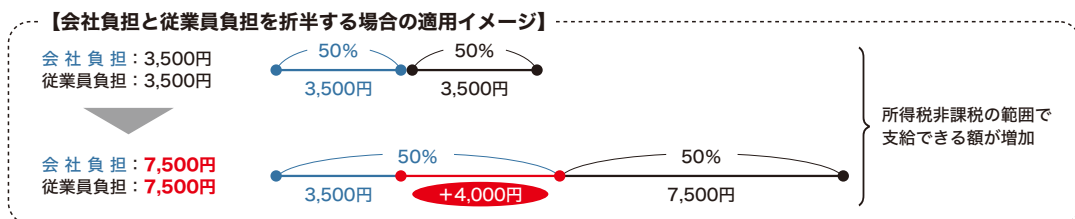
また、深夜勤務（22時～5時）に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭についても、所得税が非課税とされる1回の支給額が、「300円以下」→「650円以下」（消費税等を除く）に引き上げられました。

※いずれも、所得税基本通達の改正をふまえ、令和8年4月1日以後に支給する食事について適用。

### 改正概要



### 物価上昇や適用実態を踏まえ、非課税限度額を引上げ



経済産業省「令和8年度 経済産業関係・税制改正について」（令和7年12月）から引用

参考文献：「事務所通信2026年5月号」（TKC出版）

